

経済情報ピックアップ
中央最低賃金審議会「2025年度最低賃金改定の目安」について

8月4日、厚生労働省の中央最低賃金審議会は、2025年度の最低賃金改定の目安について答申を取りまとめました。最低賃金は、パートも含めた全ての労働者に適用される時給の下限額で、都道府県ごとに異なります。最低賃金の改定額は、中央最低賃金審議会が毎年夏頃に答申する目安額をもとに各都道府県の地方最低賃金審議会で答申され、例年10月から適用されます。

中央最低賃金審議会が答申した2025年度の最低賃金の改定の目安額は、全国加重平均で63円の引き上げとなりました。しかし、9月5日に出揃った各地方最低賃金審議会の答申では、39道府県で目安額を上回っています。引き上げ額は全国加重平均で66円（引き上げ率+6.3%）と、1978年度に目安制度が始まって以降で過去最大となっています。引き上げ後の時給は全国加重平均で1,121円となっています。なお、茨城では、8月18日、改定額の目安である63円を6円上回る69円（6.87%）の引き上げで答申しました。引き上げ後の最低賃金は1,074円になります。

今回の最低賃金引き上げの理由としては、2025年の連合の春季労使交渉の賃上げ率が5.25%と好調な企業業績や深刻な人手不足などを背景に33年振りに5%を上回った昨年（5.10%）をさらに上回る高い伸びとなったこと、政府が最低賃金を2020年代に全国平均で1,500円まで引き上げるという目標を掲げていること、消費者物価指数（持ち家の家賃相当分を除く総合）の伸び率が3%前後で続いていることなどがあげられます。

また今回は、他県との引き上げ競争が激しくなったことも理由となっています。賃金格差が大きいと、若年層を中心に賃金が高い地域への人材流出につながるため、各

地で目安額を上回る答申となっています。都道府県別の最高額（1,226円）に対する最低額（1,023円）の比率は83.4%と前年度（81.8%）から1.6ポイント改善し、11年連続の改善となっています。

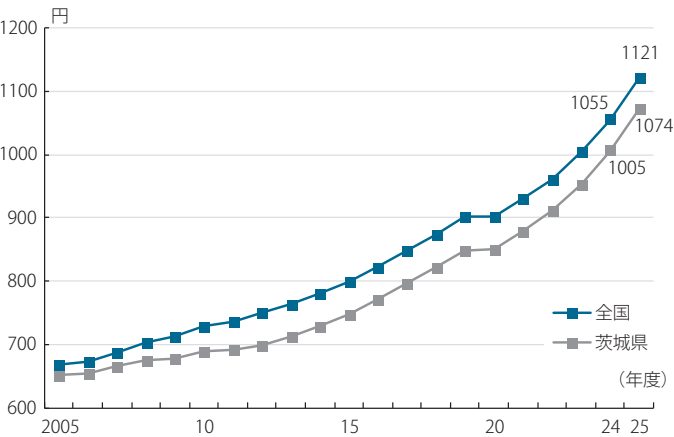
一方、最低賃金の引き上げに伴い年収が増加すれば、社会保険に加入する労働者が増加します。現在、社会保険に入る条件は①週20時間以上勤務、②月収8.8万円（年換算で約106万円）以上、③法人の場合、従業員51人以上などの条件をすべて満たす必要があります。社会保険の加入にはメリットはあるものの、目先の手取りが減少するのを回避するため労働時間を調整する、いわゆる「106万円の壁」が問題となっています。

2025年6月に成立した年金制度改正法で②③の条件を段階的になくし、条件は基本的に①だけになり、今後も社会保険に加入する労働者は増加していくことが予想されます。政府は、社会保険加入による労働者や企業の負担を軽減するため、社会保険料負担分の賃上げに取り組む企業に対して助成金を支給する「年収の壁・支援強化パッケージ」を2023年10月から開始しています。

ただし、助成金は時限的な措置であり、この間に短時間労働者が「年収の壁」を意識せずに働くことができる環境を整備していく必要があります。政府は、企業が持続的な形で賃金の引上げに取り組めるように生産性向上の支援策を強化するとしています。価格転嫁・取引適正化の徹底、生産性向上、事業承継・M & Aを通じた経営基盤の強化などの施策に取り組んでいくことが求められます。

（筑波総研 上席研究員 山田 浩司）

最低賃金（全国平均・茨城）の推移



注：2025年度は、9月5日の答申時点の改定額。
出所：厚生労働省より当社作成

年金制度改正法による社会保険加入要件

現在	改正後
従業員数51人以上の企業	週20時間以上勤務
週20時間以上勤務	
月収8.8万円 (年収約106万円) 以上	

注：その他要件として、学生は除外。雇用期間見込み2か月超。
出所：厚生労働省公表資料より当社作成

年収の壁・支援強化パッケージ

キャリアアップ助成金
事業主が労働者本人負担分の保険料相当額の手当支給や賃上げなどを実施した場合、要件ごとに助成額を支給

社会保険適用促進手当
事業主が被用者保険適用に伴い手取り収入を減らさないよう手当を支給した場合は、本人負担分の保険料相当額を上限として社会保険料の算定に考慮しない

出所：厚生労働省公表資料より当社作成